

(経済産業省と同時公表)

平成24年10月17日

消費生活用製品のリコール情報（液晶プロジェクター）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、三洋電機株式会社及び松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した液晶プロジェクターのリコール情報（無償部品交換）を以下のとおり公表します。

三洋電機株式会社が生産した液晶プロジェクターにおいて、当該製品を焼損等する重大製品事故が発生しました。

当該製品の事故原因は、現在、調査中ですが、当該製品の電源コードのコネクタ内部の樹脂材料に含まれる難燃剤が加工不十分なため、その成分が温度・湿度等の影響によって空気中の水分と反応して導電性物質が生成され、コネクタ内部の端子間において絶縁が劣化して樹脂が炭化することで、出火に至ったものと考えられます。

このため、パナソニック株式会社[※]では、事故の再発防止を図るため、本日より対象製品について無償での部品交換を実施します。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成24年8月7日に「ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故」として公表していたものです（管理番号A201200324）。

消費者庁として、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、使用の中止及び事業者の行う無償での部品交換を受けるよう呼びかけます。

※ 平成24年1月、三洋電機株式会社は、プロジェクター事業をパナソニック株式会社に事業移管しています。

(1) 三洋電機株式会社が生産した液晶プロジェクターについて（管理番号A201200324）

① 事故事象について

三洋電機株式会社が生産した液晶プロジェクターの電源コードから出火する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺を汚損しました。

当該事故の原因は、上記のとおりです。

また、松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）が生産した液晶プロジェクターの電源コードは、三洋電機株式会社の製品と同じ樹脂材料を使用しており、同社製品においても過去に重大製品事故が1件発生しています（管理番号A201000104）。調査の結果、電源コードの焼損が著しいことから、事故原因の特定には至りませんでした。焼損状態から今回と同様の事象と考えられます。

② 再発防止策について

パナソニック株式会社では、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の

再発防止を図るため、本日、プレスリリースを行うとともに、ホームページへの情報掲載や平成24年10月18日付けで新聞社告、判明購入者への通知などを実施し、対象製品について無償での部品交換を実施します。

なお、平成24年1月、三洋電機株式会社は、プロジェクター事業をパナソニック株式会社に事業移管していることから、三洋電機株式会社製品を含め、パナソニック株式会社がリコール対応を実施します。

③対象製品：商品名、製造事業者名、品番、製造期間、改修対象台数

商品名	製造事業者名	品番	製造期間	改修対象台数
液晶 プロジェクター	三洋電機株式会社	LP-Z3	平成16年9月～ 平成17年12月	12,194台
	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	TH-AE200	平成14年9月～ 平成15年9月	3,083台
		TH-AE300	平成14年10月～ 平成15年8月	2,975台
		TH-AE500	平成15年10月～ 平成16年8月	11,340台
		TH-AE700	平成16年9月～ 平成17年8月	12,028台
合 計				41,620台

対象製品の外観及び確認方法

○三洋電機株式会社製

LP-Z3



 品番表示箇所

○松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)製

TH-AE200/TH-AE300/TH-AE500

TH-AE700



④事業者の対応

無償での部品交換を実施します。

⑤事業者の告知

- ・プレスリリース 平成24年10月17日(水)
- ・ホームページへの掲載 平成24年10月17日(水)
- ・販売店でのポスター掲示 平成24年10月17日(水)
- ・新聞社告 平成24年10月18日(木)
- ・判明購入者への通知 平成24年10月18日(木)以降順次

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、電源プラグをコンセントから抜いて直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで連絡して、無償での部品交換を受けてください。

(パナソニック株式会社の問合せ先※)

電話番号：0120-878-560

受付時間：7時～23時(平成24年11月18日まで毎日)

9時～21時(平成24年11月19日以降、日・祝日を除く。)

ホームページ：<http://panasonic.jp/support/info/ZA.html>

※ 三洋電機株式会社製品についても、上記窓口にて対応します。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担当：大木、長井、川船^{かわふね}

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

(三洋電機株式会社及び松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)が製造した液晶プロジェクターについての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、古田、長沼 電話：03-3501-1707(直通)

■当該リコールにおける消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200324	平成24年7月22日	平成24年8月3日	プロジェクター	LP-Z3	三洋電機株式会社	火災	当該製品の電源コードから出火する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺を汚損した。事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品の電源コードのコネクタ内部の樹脂材料に含まれる難燃剤が加工不十分なため、その成分が温度・湿度等の影響によって空気中の水分と反応して導電性物質が生成され、コネクタ内部の端子間において絶縁が劣化して樹脂が炭化することで、出火に至ったものと考えられる。	山口県	8月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの10月17日からリコールを実施（特記事項を参照）